

(セクターによる立入検査等) 第三十五条の二 農林水産大臣は、前条第一項の場合において必要があると認めるときは、セクター、畜舎、家族人工授精所その他の家族人工授精若しくは家族受精卵移植を行う場所に立ち入り、セクターに畜させ、受精若しくは産付台帳、家族人工授精簿、産卵等記録簿その他の必要な書類を検査させ、又は検査に必要な最小限の分品に限り検査の精液若しくは家族受精卵を取り去ることができる。 2 農林水産大臣は、前項の規定によりセクターに立入検査等を行わせる場合には、セクターに対し、立入検査等を行う期日、場所その他の必要な事項を定めてこれを実施すべきことを指示するものとする。 3・4 (略) 5 第一項の規定による立入検査等については、前条第一項及び第三項の規定を準用する。 第三十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該地区行をとした者は、五十万円以下の罰金に処する。 一・九 (略) 十 第二十五条第一項又は第三十五条の二第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。	(義) 立入検査をする職員は、第二十五条の二第一項の規定により身分証明書を提出しなければならない。
--	---

(註)

第 号 年 月 日交付	職 連立行政法人家畜改良センター 名 氏 名 生年月日	写真	家畜改良増進法（抄） (立人検査等)	第三十五条 農林大臣又は都道府県知事は、家畜の改良増進を促進するため必要があると認めるときは、種畜検査委員又は地方種畜検査委員に畜舎、家畜人工授精所その他の家畜人工授精若しくは家畜交配卵移植を行う場所に立ち入り、関係者に質問させ、家畜施設の構造、設備、器具その他の物件若しくは種付台帳、家畜人工授精簿、記録簿その他の必要な書類（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう）の作成又は保存がされてい る場合における当該電磁的記録を含む。次条第 項において同じ。）を検査させ、又は検査に必要な最小限度の分量に限り種畜の精液、家畜附具、家畜未受精卵若しくは家畜受 精卵を収去させることができる。 2 種畜検査委員又は地方種畜検査委員は、前項の規定による立ち入り、質問、検査又は収去（以下「立人検査等」という。）をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。 3 第一項の規定による立人検査等は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。
-------------------------	--	----	---------------------------	---

【戸籍の書き方は、昭和27年法律第120号リノートルとし、中央に横の線を二つ折りとすること。】